第五条第一項の表中「第百二十七号」を「第百二十七号改訂版」に、

十一の四　第二条第十一号の四の運転者席	第百二十五号改訂版

を

十一の四　第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版

に

改める。

第三号様式中

第二条第十一号の四の運転者席

を

第二条第十一号の四の内装
第二条第十一号の五の運転者席

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われる認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

告　示

○国土交通省告示第四十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「閉鎖した状態」の下に「とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。」を加える。

第十五条第四項中「以下同じ。」を削り、「ならない。」の下に「この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。」を加える。

第二十二条第十一項第三号中「別添99「歩行者頭部及び脚部保護の技術基準」」を「協定規則第127号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.に限る。以下第100条において同じ。）に定める基準」に改める。

第二十六条第三項を次のように改める。

3　保安基準第20条第５項の告示で定めるものは、協定規則第21号（同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.1.から1.5.までに限る。）に定める装置（サンバイザを除く。）とする。

第二十六条に次の二項を加える。

4　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km／ｈ未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、第５条第１項第４号及び同項第５号に掲げる場合以外の場合にあっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

二　身体に障害を有する者が使用する次のイからハまでのいずれかの装置を備える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては、前号の規定にかかわらず、協定規則第21号の技術的な要件又は別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。

イ　下肢に代えて上肢で操作ができる装置

ロ　上肢に代えて下肢で操作ができる装置

ハ　車両外において車いすとして使用できる座席

三　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）であって乗車定員10人のもの並びに三輪自動車及び被牽引自動車にあっては、協定規則第21号の技術的な要件又は別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。

5　自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km／ｈ未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件に定める基準に適合すること。ただし、第５条第１項第４号及び同項第５号に掲げる場合以外の場合にあっては、別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

二　身体に障害を有する者が使用する次のイからハまでのいずれかの装置を備える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては、前号の規定にかかわらず、協定規則第21号の技術的な要件又は別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。

イ　下肢に代えて上肢で操作ができる装置

ロ　上肢に代えて下肢で操作ができる装置

ハ　車両外において車いすとして使用できる座席

三　前二号に掲げる自動車以外の自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）にあっては、別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合すること。